



あけましておめでとうございます

旧年に引き続き、本年もよろしくお願いいたします。

1月27・28日 石綿作業主任者技能講習（助成金対象）開催します

- 今年の上半期、以下の予定で石綿作業主任者技能講習開催します。石綿事前調査者講習の受講を希望される方で、履修学科や経験年数により受講資格に至らない方については、受講資格を得る近道でもあり、計画的に受講されますようご案内します。また、石綿作業主任者技能講習を修了された方は、石綿事前調査者講習の修了試験において一部科目免除が受けられるとともに、受講料が減額されます。
- 当センターでは、石綿作業主任者技能講習を修了された方が、続けて 建築物・工作物 石綿事前調査者講習 を受講できるように、開催会場・開催時期を考慮した講習を開催しています。石綿作業主任者技能講習を合格見込みとして、二つの講習を同時に申し込むこともできます(合格が必須となります)。
- 当初2月2, 3日開催を予定し、募集していましたが、講師都合により、1月27,28日の開催に変更しました。ご注意願います

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・テキスト代(消費税込み)
R7 1	1月27日(月)・28日(火) 1日目 9:10~16:40 2日目 9:30~16:30	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	定員40名 申込受付中	受 講 料 12, 100円 テキスト代 2, 013円
2	4月10日(木)・11日(金) 1日目 8:45~16:30 2日目 8:50~15:30	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	定員60名 申込受付中	
3	7月上旬(調整中) 1日目 9:10~16:40 2日目 9:30~16:30	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	定員40名 申込受付中	

※ 第3回の開催については、会場の使用申し込みの受付が始まっていませんので予定となります。決定次第正式にご案内いたしますので、今後の開催情報をご参照願います。

一般建築物石綿含有建材調査者講習の開催予定

- 昨年は、ほぼ毎月のペースで石綿含有建材調査者講習を開催してきましたが、今後は概ね隔月で開催します。
- 受講資格には、建築工事に係る一定期間の経験年数が必要となりますが、該当作業等への従事歴のない方は石綿作業主任者技能講習を修了することで受講資格を得ることが出来ます。
- 経験豊富な講師により、実務的な講習を行っていますので、調査に直結します

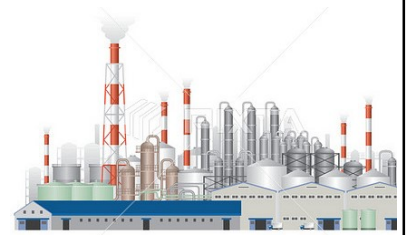


回	日 時	会 場	募集定員	受講料・テキスト代(消費税込み)
R7 1	2月25日(火)・26日(水) 1日目 9:10~16:40 2日目 9:00~16:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	定員40名 申込受付中	全科目受講 35, 200円 石綿作業主任者講習 33, 000円
2	5月13日(火)・14日(水) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	定員60名 申込受付中	テキスト代 5, 181円 20日から受講料を変更します

山口労働局長登録第1号 工作物石綿事前調査者講習 **募集中！**

●当センターでは、令和8年1月1日からの工作物事前調査者講習修了者による調査の実施に係る施行に向けて、山口労働局長の登録手続きが終え、当該講習を行っています。施行までには十分な期間がありますが、今後ほぼ毎月開催を予定していますので、開催情報をご確認ください。

●山口県内には、全国有数のコンビナート企業群が控えており、その製造プロセスにおいて随所に工作物に該当する設備で構成されています。他にも各地に焼却設備、発電設備などインフラ設備が存在しており、それらの多くはかつて石綿製品を使用したことが疑われる工作物に該当します。



●工作物の範囲については下記に示しますが、分かりにくいところがあり、講習で丁寧に説明いたします。

●現在県内唯一の当該講習実施機関として、実施態勢を整備し、下のとおり開催します。今後も東部地区、中部地区で概ね毎月開催を予定しています。計画的な受講についてご検討ください。

【工作物】建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする物

○炉設備（反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備）

○電気設備（発電設備、配電設備、変電設備、送電設備）

○配管及び貯蔵設備（炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備）※上水道管は除く

○トンネルの天井板、駅ホーム屋根等



（注）・建築設備（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等）に該当するものは工作物ではなく、建築物の一部に相当します

・トンネルの天井板、駅ホーム屋根等工作物の一部については、建築物石綿含有建材調査者による事前調査が可能とされています

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・テキスト代(消費税込み)
3	R7.1月21(火)、22(水) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	申込受付中	受講料 35,200円 科目免除者 33,000円 テキスト代 4,400円
4	3月4(火)、5(水) 1日目 9:10~16:40 2日目 9:00~16:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	定員40名 申込受付中	
5	4月 上旬予定 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	定員60名 申込受付中	

・事業場によっては石綿含有資材の把握が進められているところですが、定期点検の対象とならず、長期にわたり未処理となっているところもあると考えられ、事前調査を行うことが求められます。

労働基準監督署への報告方法が変わります

◆石綿の事前調査結果報告は、令和4年4月1日から現在運用されている電子申請によって行われています。

◆2025年1月1日からじん肺健康管理実施状況報告等の一部報告の手続きを原則電子申請によることとされました。労働基準監督署に出向くことなく、事務所のパソコン等で報告手続きが出来ますので、ご活用ください。

◆石綿健康診断結果報告、レベル1,2の建材に係る計画届等については、義務化になっていませんが、電子申請も可能となっています。ご利用されるには、事前にe-Gov又はG-biz登録手続きを行う必要があります。